

<前回・契約思想の射程>

(1) 契約神学の展開

1. 古改革派における契約神学

出村彰「コクツェーユスの契約神学」

「契約・協定」「その間に同意が得られる二人の当事者が存在しなければならない。それ故に、foedus は、公正で平等な条件の下で、双方が厳粛に誓約し合って立てられる stipulatio である」(129)、「聖書において用いられる場合には、いつでも神の主導権への信仰と結びつけられていることに注目」、「神がその創始者・設定者であり、またその成就者・完遂者であるという信仰」

「契約という語には、掟 (praeceptio) と、約束 (promissio) という二つの概念が内容として含まれている。「掟」とは大まかに言って、契約に対する同意の条件、また、それを守るべき義務付け、すなわち契約の法律的側面である。しかし聖書の信仰に従えば、契約の相手としての神は、「約束」、すなわち神が自ら立て契約を守るという保証をも与えられる。」(130)

「神と人との間の契約の根源的相違」「本来「一方的」」(130)

「相互同意性」というものは、人に対する神の恩寵の賜物」(131)

「神の人間との契約は二重である」、「行ないの契約」(doedus operum) と、「恵みの契約」(foedus gratiae)、「神が人と契約を立てるという自由で恩恵的な行為の全体を、行ないの契約と恵みの契約に二分することが、殊にコクツェーユスの流れを汲む契約神学の著しい特質」(131)

「行ない(行為)の契約は、創造主なる神と最初の人アダムとの間に結ばれた協定、または合意であった」(132)、「アダムはいわば、全人類の全権代表であった」、「アダムの心に印刻された神の言葉としての自然法と同一視する。それは人間性そのもの、換言すれば、神の像の中に存する。それ故に、行ないの契約はまた自然的契約」、「律法」「根本的には法的」(133)

「行ないの契約は順に五つの段階を経て廃棄される」、「アダムの墮罪に始まり、死者甦りて完結する救済史の全体を、コクツェーユスは行ないの契約の段階的廃棄とみなす。」(135)

「恩寵の契約」「神と罪人なる人との間の協定である。神は信仰による仲保者を通じて、ある人々に業と嗣業とを与えるという自由な仁愛を示される」(138)

↓

2. 三位一体論：存在論的三位一体から経綸的三位一体へ

永遠の契約 → 創造・経綸

創造と救済

キリスト論：啓示の出来事、契約の認識論的根拠

3. 契約と組織神学

「聖書が証しするイエス・キリストという啓示の出来事と証言との<原関係>のゲシュタルトを組織神学へと構造化(ゲシュタルトウング)して行く」、「垂直次元において上に三位一体の神秘を仰ぎ、そしてその証言において結合する旧約聖書と新約聖書は、「旧」と「新」として区別されるとしても、旧約聖書と新約聖書を貫く「契約」によって結ばれているのであります。この「旧」と「新」は、水平次元を開くのであります。「契約」の一貫性によってイエス・キリストを理解し、そしてまたその「契約」の一貫性を「旧」と

「新」という秩序をもったものとして見る」、「組織神学は、聖書の証言によってキリスト中心であり、三位一体論的」(473)

「アメシウスの契約神学の源泉から二つの流れ」(481)

ヨーロッパへ：コッツェーユス（歴史展開的契約神学）

ニューイングランドへ：コットン、バルクリ、フッカー（人格関係的契約神学）

「「恩寵の契約」(the Covenant of Grace)をどう理解するかという点」で分岐。

「'Covenant'の中に'Contractual'な要素、あるいは'transactional'な要素をどう認めるかという点」。

4. アメリカへ。市民社会の形成としての展開。

「大西洋を横断してアメリカに渡ったピューリタンの課題は、政治の制度と宗教の制度とを同時に作り上げることであった。」(森本、2012、16)

「コングリゲーションの形成には「教会契約」(church covenant)が、タウンの形成には「市民契約」(civil covenant)が求められた」、「聖俗の領域は今日考えられるほど明快に分化していたわけではない。しかし少なくとも彼らの理解の中では、市民契約と教会契約とは別のものと考えられていた」、「この契約理解は、ピューリタンの「契約神学」に由来している。彼らの理解によれば、教会だけでなく市民政府の権力も、当該社会の構成員の自発的な同意によって構成されねばならない。」(17-18)

(2) 社会契約説の系譜

契約神学と同時代の社会契約説：同じ時代状況

正義論との連関における契約。

3. ホブズ(『リヴァイアサン』)、ロック(『統治論』)、ルソー(『人間不平等起源論』)

- ・自然状態という仮説：自己中心的欲求という人間本性→各人对各人の全面的な戦争状態
平和のために行われる権利(自然権)放棄としての契約(contract)、構成員にとっての平等な条件下における自由の制限＝主権者への譲渡 → 責務あるいは義務

<まとめ>

契約と社会契約

・Covenant：民族から普遍・正義へ

・Contract：自然(自由・平等)から自由の制限によって市民社会的秩序へ
共同性の成立についての二つの構想

教派的多元性に規定された近代社会の合理的な共同体形成の原理として、契約が決定的な役割を果たした。その背後には、西欧キリスト教世界における契約思想の展開があり、その源流は聖書に遡及する。

国教会から自由教会への移行は、近代市民社会の展開と同じプロセスに属している。

5. 王権

(1) 古代オリエントの王権

1. Barbetta Stanley Spaeth(ed.), *The Cambridge Companion to Ancient Mediterranean Religions*, Cambridge University Press, 2013.

2. Theodore Hiebert, "The Human Vocation: Origins and Transformations in Christian Traditions", in: Dieter T. Hessel and Rosemary Radford Ruether (eds.), *Christianity and Ecology*, Harvard University Press, 2000, pp.135-154.

The priestly view of dominion is amplified when humans are created in God's image (Gen. 1:26-27). No expression in Genesis 1 has been debated more forcefully by biblical scholars and

theologians alike than the "image of God," in the attempt to discover what qualities the image of God bestows on the human race. The clearest context for this expression in the biblical world is the royal ideology found in both Egypt and Mesopotamia, in which the king was regarded as the image or likeness of the deity. This resemblance between god and king was not primarily one of character or substance but one of function and position, so that it identified the king as the representative of the deity, with a divine mandate to rule. Understood in this light, the expression "the image of God" in Genesis 1 grants humans, not a unique essence, but a unique function within the created order: to exercise authority as God's representative in creation. Such a vocation reflects precisely the divine commission already described in which humans are assigned dominion in creation. And it directly parallels the priest's own role as the mediator of God's presence on the earth. (137-138)

3. 金子晴勇『キリスト教人間学入門——歴史・課題・将来』教文館、2016年。

「旧約聖書にある「神の像」は元来「立像」のように物理的に製作され、その使用には宗教史的な意味があると言われる。旧約聖書学者フォン・ラート（Von Rad）が力説しているように「地上の力ある王が支配権を示すために自分の像を、個人的には行けない帝国の属州に立てるように、神の主権の象徴として人間は地上に置かれている。人間は地上に対する支配の要求を主張し強化するために呼ばれている、神の代理人にすぎない」。実際、古代オリエント、とくにエジプトでは、王の像は神的権威を体現する王自身を表わすものとして、王の支配の及ぶところにおかれ、崇拝された。ところが聖書は「神の像」を人間という被造性において捉えているのであるから、このような人間観はオリエント的な神王イデオロギーに対する批判であると見ることもできよう。

それゆえ「神の像」としての人間はそれ自身で自己を形成できず、むしろ依存的で派生的な性格を明瞭に示している。したがって「像」というのは像の内実には優る何かをほのめかし、暗示している。このことは人間の神に対する特別の親しい関係と地位に目を向けることによって明らかになる。こうした神と人間との特別な関係は旧約聖書では「契約」によって示され、神は人格的な「汝」としてイスラエルの民に経験されている。」(157-158)

（2）古代イスラエルの反王権思想と王制

諸部族→12部族連合イスラエル→王国

4. 統一王国の意義

外敵（ペリシテ人は職業軍人の重装歩兵を有していた）への軍事的対抗

↓

政治的安定・領土拡張

↓

経済と文化の繁栄

5. 12部族連合・軍事指導者としての士師（＝反王権思想）

ヤハウエのみが支配者、人間が人間を支配すべきではない。

<サムエル記上>

8:6 裁きを行う王を与えよとの彼らの言い分は、サムエルの目には悪と映った。そこでサムエルは主に祈った。7 主はサムエルに言われた。「民があなたに言うままに、彼らの声に従うがよい。彼らが退けたのはあなたではない。彼らの上にわたしが王として君臨することを退けているのだ。8 彼らをエジプトから導き上った日から今日に至るまで、彼ら

のすることといえば、わたしを捨てて他の神々に仕えることだった。あなたに対しても同じことをしているのだ。9 今は彼らの声に従いなさい。ただし、彼らにはっきり警告し、彼らの上に君臨する王の権能を教えておきなさい。」

8:20 我々もまた、他のすべての国民と同じようになり、王が裁きを行い、王が陣頭に立って進み、我々の戦いをたたかうのです。」21 サムエルは民の言葉をことごとく聞き、主の耳に入れた。22 主はサムエルに言われた。「彼らの声に従い、彼らに王を立てなさい。」サムエルはイスラエルの人々に言った。「それぞれ、自分の町に帰りなさい。」

6. 調停者としての王

cf. 古代オリエントの王権イデオロギー：絶対権力者としての王

地上における神の代理、神の子、あるいは神的な存在 → 近代の王権神授説

7. 王自身が一人の人間であり、罪人である。

ダビデの罪（ウリヤの妻バト・シェバを奪い妻とした）と預言者ナタンによる糾弾。

<詩編 51> 51:1 【指揮者によって。賛歌。ダビデの詩。2 ダビデがバト・シェバと通じたので預言者ナタンがダビデのもとに来たとき。】

3 神よ、わたしを憐れんでください／御慈しみをもって。深い御憐れみをもって／背きの罪をぬぐってください。4 わたしの咎をことごとく洗い／罪から清めてください。5 あなたに背いたことをわたしは知っています。わたしの罪は常にわたしの前に置かれています。6 あなたに、あなたのみにはわたしは罪を犯し／御目に悪事と見られることをしました。あなたの言われることは正しく／あなたの裁きに誤りはありません。7 わたしは咎のうちに産み落とされ／母がわたしを身ごもったときも／わたしは罪のうちにあったのです。

<参考文献 1>

1. 月本明男・小林稔編 『聖書の風土・歴史・社会』（現代聖書講座第1巻）
日本キリスト教団出版局。
2. R.E.クレメンツ 『旧約聖書における神の臨在思想』教文館。
3. 並木浩一 『旧約聖書における文化と人間』教文館。
4. 芦名定道 『宗教学のエッセンス——宗教・呪術・科学』北樹出版。
5. 石田友雄 『ユダヤ教』山川出版社。
6. 山我哲雄『聖書時代史旧約編』岩波現代文庫。
7. 市川裕『ユダヤ教の歴史』山川出版社。

(3) 王権の意味

8. 「支配」の問題：

- ・「権威と権力」（法と儀礼）
- ・神と人間との媒介者・仲保者あるいは主権者
王権はこの文脈に位置する。

9. カール・シュミットの主権論

- ・『政治神学』未来社。

「主権者とは、例外状況にかんして決定をくださる者をいう」(11)

「法秩序が意味をもちうるためには、秩序が作りだされていなければならないのである。正常な状態が作りだされねければならないし、また、この正常な状態が実際に存在するかいなかを明確に決定する者こそが、主権者なのである」、「主権者こそ、この究極的決定の専有者なのである」、「決定は、法規範から分離し、かつ、法を作り出すために法を所

有する必要がない、ということが権威を立証するのである」(21)

「法がおのずから停止される事例」「法はこのような力をどこから汲みとるのか」(22)

「例外は通常の事例より興味深い」(23)、「その例外が説明できなければ、一般もまた説明できない」(24)

「事実上の最高権力と法的最高権力との結合こそが、主権概念の根本問題である」(26)

「現代国家理論の重要概念は、すべて世俗化された神学概念である。たとえば、全能なる神が万能の立法者に転化したように、諸概念が神学から国家理論に導入されたという歴史的展開によってばかりでなく、その体系的構成からもそうなのであり」、「例外状況は、法律学にとって、神学にとっての奇蹟と類似の意味をもつ。」(49)

「人格的主権者」「絶対君主政は、相争う利害や同盟による戦いに裁定をくだし、これによって、国家としての統一の基盤をなしてきた。国民によって表わされる統一には、この決定主義的性格がない。これは有機的統一体であり、国民的意識にともなって、有機的な国家総体の表象が生まれる。」(64)

(4) 主権の論理構造——アガンベンの場合——

10. シュミットの主権論あるいは「原初的な政治的構造」(アガンベン、1995、107)。

シュミットの主権論 → 逆説と例外という論理構造

11. 「主権の逆説は次のように言い表される。『主権者は、法的秩序の外と内に同時にある』。主権者は事実、例外状況を布告し、それによって秩序の効力を宙吊りにするという権力を法的秩序によって認められている者である。だとすれば、主権者は『法的秩序の外にありながら、法的秩序に所属している。というのは、憲法が全面的に宙吊りにされうるかどうかの決定は彼に任されているからである』。『同時に』という正確を期した表現は、ありきたりのものではない。主権者は、法の効力を宙吊りにする合法的な権力をもつことによって、合法的に、法の外に身を置く」(同、25)、「シュミットによれば、主権による例外化において問題になっているのは法的規範のもつ効力の可能性の条件そのものであり、また、国家の権威の意味そのものでもあるからだ。主権者は例外状態を通して『状況を創造し保証』する。」(同、28)

12. 主権の論理構造：「法的秩序の外と内」の「同時」の逆説性。

しかし、法という意味システムを根拠付けるものは何か？

13. システムの根拠付けをシステム内部から行なう際に発生する逆説（無限遡及のパラドックス）。

「現代の思考はあらゆる領域で例外の構造に直面している。したがって、言語活動による主権の要求とは、意味を外示と一致させようとする企てである」(同、40)。

意味と外示 → 意味と指示、言語の内と外

芦名定道『ティリッヒと現代宗教論』北樹出版、1994年、86-99頁。

14. 例外と宗教（宗教と政治との深みにおける同型性）

宇宙論的神の存在論証

- ・運動→原因結果の連鎖→無限の禁止→第一原因
- ・「第一原因」：「第一」＋「原因」(qualifier + Model)

第一原因は例外である。

論理の飛躍・隠喩的構造（奇妙な識別、に基づく）

odd discernment

Ian T. Ramsey, *Religious Language*, 1957.

芦名定道『ティリッヒと弁証神学の挑戦』創文社。

15. 暴力や欲望との連関。

「法は法でないもの（たとえば自然状態としての純粋な暴力）を、法が例外状態において潜勢的な関連をもつものとして自らを維持することを可能にするものとして前提する。主権による例外化（自然と法権利とのあいだの不分明地帯としての）とは、法的参照を宙吊りにするという形で法的参照を前提することである」（同、33）、「主権者とは、暴力と法権利のあいだが不分明になる点であり、暴力が法権利へ、法権利が暴力へと移行する境界線だ、ということである。」（同、50）

16. 「ホモ・サケル」(Homo Sacer)。古代ローマの文献（ポンペイウス・フェストゥス『言葉の意味について』）に登場する「聖なる人間（ホモ・サケル）」という謎めいた形象——「誰もが処罰されずに殺害することができたが、彼を儀礼によって認められる形で殺害してはならなかった」——から、政治と宗教の関係性の原初形態へ。

近代的な政教分離の二元論のもとで覆い隠される以前の歴史的状況に遡り考察を行う戦略。

17. 「聖なるもの」という語の最古の意味が参照している政治的—法的現象を説明することを可能にするものは、聖なるものという大まかな宗教的範疇がもつとされる両価性などではない。その反対なのであって、政治的なものの圏域と宗教的なものの圏域をあらかじめ綿密に画定しておくことによってはじめて、両者の錯綜と複雑な関係の歴史を理解することができるのだ。」（同、116）

オットー批判

18. 「聖化は二重の例外化をなしている。それは人間の法からの例外化であるとともに神の法からの例外化であり、宗教的領域からの例外化であるとともに世俗的領域からの例外化でもある」（同、118）、「ホモ・サケルは、犠牲化不可能性という形で神に属し、殺害可能性という形で共同体に包含される。犠牲化不可能であるにもかかわらず殺害可能である生、それが聖なる生である。」（同、119）

19. 主権とホモ・サケル（例外における同型性）。

「主権的圏域とは、殺人罪を犯さず、供犠を執行せずに人を殺害することのできる圏域のことであり、この圏域に捉えられた生こそが、聖なる生、すなわち殺害可能だが犠牲化不可能な生なのである」（同、120）、「一方の極にある主権者とは、彼に対してはすべての人間が潜勢的にはホモ・サケルであるような者であり、他方の極にあるホモ・サケルは、彼に対してはすべての人間が主権者として振る舞うような者である。その意味で、主権者とホモ・サケルは、同一の構造をもち互いに相関関係にある正反対の二つの形象を提示するものである。」（同、122）

20. Giorgio Agamben, *State of Exception* (translated by Kevin Attell), The University of Chicago Press, 2005. *Stato di eccezione*, 2003.

The essential contiguity between the state of exception and sovereignty was established by Carl Schmitt in his book *Politische Theologie* (1922). Although his famous definition of the sovereign as "he who decides on the state of exception" has been widely commented on and discussed, there is still no theory of the state of exception in public law, and jurists and theorists of public law seem to regard the problem more as a *questio facti* than as a genuine juridical problem. (1)

The question of borders,

they find themselves in the paradoxical position of being juridical measures that cannot be

understood in legal terms, and the state of exception appears as the legal form of what cannot have legal form. On the other hand, if the law employs the exception --- that is the suspension of law itself --- as its original means of referring to and encompassing life, then a theory of the state of exception is the preliminary condition for any definition of the relation that binds and, at same time, abandons the living being to law. (1)

on February 28, he proclaimed the Decree for the Protection of the People and the Sate, which suspended the articles of the Weimar Constitution concerning personal liberties. The decree was never repealed, so that from a juridical standpoint the entire Third Reich can be considered a state of exception that lasted twelve years. (2)

This transformation of a provisional and exceptional measure into a technique of government threatens radically to alter --- in fact, has already palpably altered --- the structure and meaning of the traditional distinction between constitutional forms. Indeed, from this perspective, the state of exception appears as a threshold of indeterminacy between democracy and absolutism. (2-3)

The immediately biopolitical significance of the state of exception as the original structure in which law encompasses living beings by means of its own suspension emerges clearly in the "military order" issued by president of the United States on November 13, 2001, ...

The USA Patriot Act issued by the U.S. Senate on October 26, 2001, already allowed the attorney general to "take into custody" any alien suspected of activities that endangered "the national security of the United States," but ... (3)

What is new about President Bush's order is that it radically erases any legal status of the individual, thus producing a legally unnamable and unclassifiable being. Not only do the Taliban captured in Afghanistan not enjoy the status of POWs as defined by the Geneva Convention, they do not even have the status of persons charged with a crime according to American laws. Neither prisoners nor persons accused, but simply "detainees," they are the object of a pure de facto rule, of a detention that is indefinite not only in the temporal sense but in its very nature as well, since it is entirely removed from the law and from judicial oversight. The only thing to which it could possibly be compared is the legal situation of the Jews in the Nazi *Lager* [camps],

As Judith Butler has effectively shown, in the detainees at Guantánamo, bare life reaches its maximum indeterminacy. (3-4)

<参考文献2>

1. C. シュミット『政治神学』、未来社。
2. 長尾龍一編『カール・シュミット著作集I 1922-1934』慈学社出版（「政治神学——主権論第四章——一九二二年」「政治的なものの概念（第二版）一九三二年」）。
『カール・シュミット著作集II 1936-1970』慈学社出版（「政治神学 II ——「あらゆる政治神学は一扫された」という前節——一九七〇年」）。
3. ジョルジョ・アガンベン『ホモ・サケル——主権権力と剥き出しの生』以文社、2003年。
Giorgio Agamben, *Homo sacer: Il potere sovrano e la nuda vita*, Torino, Einaudi, 1995.
(Giorgio Agamben, *Homo sacer. Sovereign Power and Bare Life*, translated by Daniel Heller-Roazen, Stanford University Press, 1998.)
4. F.S.Fiorenza/ K. Tanner/M.Welker (Hg.)

Politische Theologie. Neuere Geschichte und Potenziale, Neukichener, 2011.

5. Graham Hammill & Julia Reinhard Lupton (eds.),

Political Theology & Early Modernity, The University of Chicago Press, 2012.